

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会デイサービスセンター「けやきの家」運営規程

平成 17 年 10 月 1 日
規 程 第 8 9 号

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が開設する指定通所介護事業所デイサービスセンター「けやきの家」（以下、「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の職員が要介護状態又は要支援状態にある認知症の方（以下、「要介護者等」という）に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の職員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 事業所は、通常の通所介護事業の他、学習支援事業等の社会貢献事業に積極的に取り組むものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 通所介護事業を行う事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター「けやきの家」
- (2) 所在地 埼玉県入間郡三芳町大字北永井 2 5 6 - 4
- (3) 事業単位 2 単位
- (4) 定員 2 4 名

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤兼務職員 1 名）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 看護師 1 名以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態をチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (3) 生活相談員 2 名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

(4) 介護職員 4名以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の事業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日及び祝日までとする。(ただし、年末、年始の休業はその都度定めることとする。)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分(月、火、水、木、土曜日)

午前8時30分から午後7時15分(金曜日)

サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分(月、火、水、木、土曜日)

午前9時15分から午後7時00分(金曜日)

延長サービス時間 特別な事情がある場合は、サービス提供時間外の受け入れを行う。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所介護の留意事項は次のとおりとする。

(1) 指定通所介護の提供にあたっては、次条第1項に規程する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

(2) 通所介護事業者は、指定通所介護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを基本とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 指定通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(通所介護計画の作成)

第7条 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所介護計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の通所介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合にはその内容に沿って作成するものとする。

4 通所介護職員は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し記録する。

(指定通所介護の利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護

が法定代理受領サービスである時は、その1割または2割の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 次条に定める通常の事業の実施を超えて行う送迎に要する費用

1回につき250円

(2) 通常的时间を超え通所介護を受ける場合 1時間当たり1,000円~1,500円

(3) 食材料費 実費

(4) おむつ代 実費

(5) その他日常生活上の便宜に係わる費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は三芳町内に限る。但し、特別な事情がある場合は、保険者等と協議の上、町外在住の利用者を受け入れることができるものとする。

(運営推進会議)

第10条 当事業所が行う指定地域密着型認知症対応型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置するものとする。

2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成するものとし、おおむね6月に1回開催するものとする。

3 運営推進会議において、事業所における活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

4 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表するものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所介護の提供に当たる者は、サービス提供時に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第12条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(有償ボランティア)

第13条 事業所は、事業の実施のための協力者に対し、法令等に反しない範囲で謝礼金を支払うことができる。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 当事業所は、職員の資質向上を図るための研修を行うものとする。

(1) 採用時研修を、採用3ヶ月以内に行う。

(2) 採用後研修を、年1回以上実施する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を他に漏らしたり業務以外に使用

してはならない。職員でなくなった後においても同様とする。

- 3 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を提示し、サービス利用申込者のサービス選択に資するよう努める。
- 4 正当な理由なく、通所介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。
- 5 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
- 6 利用者の要介護認定等につき認定調査会意見が付されている場合には、認定調査会意見に配慮して通所介護サービスを提供する。
- 7 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 8 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月15日から施行する。